

件名：排水機場ポンプ設備AI異常検知システム作成

| | 質 問 事 項 | 回 答 |
|---|--|---------------|
| 1 | <p>「役務契約書（総則）第1条11」における専属的管轄裁判所につきまして、以下のとおりの変更をご相談できますでしょうか。</p> <p>（変更前）この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>（変更後）この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> | 変更することは出来ません。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |